

公益社団法人浪曲親友協会 パワーハラスメント防止規程

制 定 令和 8年 1月 20日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人浪曲親友協会(以下、「協会」という。)におけるパワーハラスメントを防止するために会員が遵守すべき事項及び管理上の措置等を定めることを目的とする。

2 パワーハラスメントに関して、この規程に定めのない事項は、関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 パワーハラスメント(以下、「パワハラ」という。)とは、協会内における地位や人間関係など優越的な関係を背景とした言動であって、指導及び業務上必要かつ相当な範囲を超えて相手の人格や尊厳を侵害する言動を継続的に行うことにより、その人や周囲の人に身体的、精神的苦痛を与え、周辺環境を悪化させることをいう。なお、客観的にみて、指導及び業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示や指導については、パワハラには該当しない。

2 前項の協会内における地位や人間関係など優越的な関係とは、経験や技能に差のある会員が実質的に影響力を持つ場合も含むものとする。

3 この規程の適用を受ける会員とは、協会に加入及び雇用されているすべての会員とする。

第2章 禁止行為

(パワハラ行為の禁止)

第3条 会員は、次に掲げるパワハラ行為を行ってはならない。

- (1)人を傷つけるような暴言や、叩いたり、蹴るような暴力をすること
- (2)本人が嫌がる噂を広めることや嫌がらせ行為をすること
- (3)大声で怒鳴ったり、他の会員がいる前で、一方的に恫喝すること
- (4)仕事を与えなかったり、無視すること
- (5)仕事上のミスについて、しつこく責め続けること
- (6)プライベートな用事を強引に押し付けること
- (7)退会を強要すること
- (8)法令違反の行為を強要すること
- (9)その他前各号に準ずる行為をすること

2 すべての会員は、他の会員がパワハラを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

第3章 相談・苦情の取扱い

(相談窓口の設置)

第4条 協会は、パワハラに関する相談・苦情に対応するため、事務局に窓口を設置する。

2 相談窓口は次の事項を担当する。

- (1) パワハラに関する相談・苦情を受け付けること
- (2) 相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること
- (3) 相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること
- (4) その他、パワハラ防止に関連する事項の処理を行うこと

(相談・苦情の申出)

第5条 パワハラの被害者に限らず、すべての会員は相談窓口に対してパワハラに関する相談及び苦情の申出を行うことができる。

2 パワハラに関する相談・苦情の申出は、現実が発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができる。

(申出の方法)

第6条 前条に定める相談・苦情の申出は、書面(電子メールを含む)または口頭(電話・面会)で行うものとする。

(プライバシーの保護)

第7条 相談窓口の担当者は、申出をした会員及び関係当事者のプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 協会は、会員がパワハラに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該会員に不利益な取扱いをしてはならない。

第4章 パワハラへの対応

(事実認定)

第9条 パワハラの実質的な事実認定は、相談窓口からの報告をもとに、コンプライアンス規程第3条(2)に定めるコンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)において、その認定を行う。

2 前項に関わらず、相談窓口で解決できる事案については、相談窓口にて事実認定を行うものとする。

3 事実認定の結果は、パワハラの行為者及び被害者に速やかに通知するものとする。

(処分)

第10条 協会は、パワハラ行為が認められた会員に対し、委員会での事実認定に基づき、次のとおり処分を行う。

(1)口頭または文書による注意

(2)上記(1)の注意及び始末書

(3)会員資格停止

(4)退会届の提出

(5)定款第9条に基づく除名

2 役員によるパワハラ行為については、前項の会員としての処分に加え、役員の地位に対して、次のとおり処分を行う。その場合には、会員としての処分と同等またはそれよりも重い処分で行わなければならない。

3 役員が会員のパワハラ行為を放置していた場合については、前項に基づき処分を行う。

4 パワハラ行為について、協会内相談窓口で虚偽の申し立てを行った場合については、前3項に基づき処分を行う。

(指導・啓発)

第11条 役員は、会員によるパワハラ行為が起きないように、会員の指導・啓発に努めなければならない。

(再発の防止)

第12条 協会は、パワハラ事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

附 則(施行期日)

この規程は令和8年1月20日から施行する。(令和8年1月20日理事会議決)